

(参考資料1)

介護給付費単位数表告示の中で別告示になっている主なもの（施設基準及び特定診療費に係る告示を除く）の予定される内容

<居宅サービス>

1 訪問介護費

- (1) 身体介護が中心である訪問介護並びに身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる訪問介護については、**別に厚生大臣が定める者**が行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の95に相当する単位を算定する。

【厚生大臣が定める者】

介護保険法施行令第2条の2に規定する都道府県知事の行う訪問介護員養成研修事業3級課程を修了した者又はこれに相当する者とする。

- (2) **別に厚生大臣が定める要件**を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位の100分の200に相当する単位数を算定する。

【厚生大臣が定める要件】

- 1 利用者又はその家族の同意を得て行うものであること
- 2 次の各号のいずれかに該当するサービスであること
 - ア 体重の重い利用者に対する入浴介助等の重介護のサービス
 - イ 暴力行為などが見られる利用者に対するサービス
 - ウ その他利用者の状況等から、適当と認められるサービス

- (3) **別に厚生大臣が定める地域**に所在する指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【厚生大臣が定める地域】

厚生大臣が定める特例居宅サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成11年3月厚生省告示第99号）に掲げる地域

↓
(具体的には以下の地域)

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島
- 五 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第二条第二項に規定する離島
- 六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が稀薄であること、交通が不便であること等の理由により、法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び法第四十七条第一項第二号に規定する基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生大臣が別に定めるもの

2 訪問入浴介護費

別に厚生大臣が定める地域に所在する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、特別地域訪問入浴介護加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【厚生大臣が定める地域】

厚生大臣が定める特例居宅サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成11年3月厚生省告示第99号）に掲げる地域

3 訪問看護費

- (1) **厚生大臣が定める疾病等**の患者に対する訪問看護は医療保険に請求することとなるため、訪問看護費は算定しない。

【厚生大臣が定める疾病等】

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン舞蹈病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病（ヤールの臨床的症度分類のステージ3以上であって生活機能症度がII度又はIII度のものに限る）、シャイ・ドレーガー症候群、クロイツフェルト・ヤコブ病、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

- (2) **別に厚生大臣が定める地域**に所在する指定訪問看護事業所又はその一部として使用される事務所の看護婦等が指定訪問看護を行った場合は、特別地域訪問看護加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数

に加算する。

【厚生大臣が定める地域】

厚生大臣が定める特例居宅サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成11年3月厚生省告示第99号）に掲げる地域

- (3) **別に厚生大臣が定める基準**に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき1370単位を所定単位数に加算する。

【厚生大臣が定める基準】

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること

- (4) 指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（**別に厚生大臣が定める状態**にあるものに限る。）に対し、指定訪問看護事業所が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、特別管理加算として1月につき250単位を所定単位数に加算する。

【厚生大臣が定める状態にあるもの】

- ①在宅自己腹膜灌流指導管理料、在宅血液透析指導管理料、在宅酸素療法指導管理料、在宅中心静脈栄養法指導管理料、在宅成分栄養経管栄養法指導管理料、在宅自己導尿指導管理料、在宅人工呼吸指導管理料、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料、在宅悪性腫瘍患者指導管理料、在宅自己疼痛管理指導管理料を算定している者
- ②気管カニューレ、ドレーンチューブ、留置カテーテルを使用している者
- ③人工肛門、人工膀胱を設置している者

4 居宅療養管理指導費

薬剤師が行う居宅療養管理指導の場合

- (1) 居宅において疼痛緩和のために**厚生大臣が別に定める特別な薬剤**の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数に100単位を所定単位数に加算する。

【厚生大臣が定める特別な薬剤】

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1項の規定に基づき別表第1に掲げられているもの。

管理栄養士が行う居宅療養管理指導の場合

- (2) **厚生大臣が定める特別食**を必要とする利用者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者の居宅を訪問して、具体的な献立に従って実技を伴う指導を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。

【厚生大臣が定める特別食】

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、高脂血症食、痛風食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、治療乳、経管栄養のための濃厚流動食、無菌食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）

5 通所介護費

- (1) **別に厚生大臣が定める基準に適合する利用者**に対して、2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

【厚生大臣が定める状態】

利用者が次のいずれかの状態にあること

- ・その心身の状況から、長時間のサービス利用が困難であること
- ・病後等で、短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけて行く必要があること
- ・その他利用者側のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難なこと

- (3) **別に厚生大臣が定める基準**に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき一定の単位数を所定単位数に加算する。

- イ 通所介護入浴介助加算
- ロ 通所介護特別入浴介助加算

【厚生大臣が定める入浴サービスの基準】

- ① 通所介護入浴介助加算の基準
入浴介助を行う場合であって、②以外の場合
- ② 通所介護特別入浴介助加算の基準
 - ・利用者1人に対して、入浴介助を行う者が1人以上必要であること
 - ・寝たきり又はこれに準ずる利用者が使用する特殊な浴槽であって、1回の入浴に利用者1人しか入浴できないもの（一般浴槽や家族風呂等にリフト等を設置して入浴時の昇降を援助しているものは除く。）を使用して入浴介助が行われること。

6 通所リハビリテーション費

- (1) 別に厚生大臣が定める基準に適合する利用者に対して、2時間以上3時間未満の指定通所リハビリテーションを行う場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

【厚生大臣が定める基準に適合する利用者】

利用者が次のいずれかの状態にあること

- ・その心身の状況から、長時間のサービス利用が困難であること
- ・病後等で、短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけて行く必要があること
- ・その他利用者側のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難なこと

- (2) 別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき一定の単位数を所定単位数に加算する。

イ 通所リハビリテーション入浴介助加算

ロ 通所リハビリテーション特別入浴介助加算

【厚生大臣が定める入浴サービスの基準】

- ① 通所リハビリテーション入浴介助加算の基準

入浴介助を行う場合であって、②以外の場合

- ② 通所リハビリテーション特別入浴介助加算の基準

- ・利用者1人に対して、入浴介助を行う者が1人以上必要であること
- ・寝たきり又はこれに準ずる利用者が使用する特殊な浴槽であって、1回の入浴に利用者1人しか入浴できないもの（一般浴槽や家族風呂等にリフト等を設置して入浴時の昇降を援助しているものは除く。）を使用して入浴介助が行われること。

7 短期入所生活介護費

別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定点数の100分の97に相当する単位数を算定する。

【厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】

- ①入所者数が25人以下

夜勤を行う看護及び介護職員の数が1人以上

- ②入所者数が26人以上60人以下

夜勤を行う看護及び介護職員の数が2人以上

- ③入所者数が61人以上80人以下

夜勤を行う看護及び介護職員の数が3人以上

- ④入所者数が81人以上100人以下

夜勤を行う看護及び介護職員の数が4人以上

- ⑤入所者数が101人以上

入所者数が25人又はその端数を増すごとに④に掲げる看護及び介

護職員の数に1人を追加した人数

8 短期入所療養介護費

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定点数の100分の97に相当する単位数を算定する。

【厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】

夜勤を行う職員は、2人以上とする。ただし、小規模の施設であって、常時、緊急時の連絡体制を取っている施設にあっては、1人以上とする。

- (2) 老人保健法第25条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

【厚生大臣が定めるもの】

簡易な処置、手術、リハビリテーション等の医療行為
(具体的には、現行の老人保健施設療養費の額(昭和63年3月厚生省告示第82号)の別記に定めるものと同じ)

- (3) 療養型病床群を有する病院又は介護力強化病院における短期入所療養介護については、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。

【厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】

- イ 看護婦、准看護婦及び介護職員の数が30:1以上
(最低2人、うち1人は看護婦又は准看護婦)
- ロ 看護婦、准看護婦及び介護職員の1人当たり月平均夜勤時間が6.4時間以下

- (4) 別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た病院については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき一定の単位数を加算する。

【厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】

- ①夜間勤務等看護(1)
 - イ 看護婦及び准看護婦の数が15:1以上(最低2人)
 - ロ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が7.2時間以下

②夜間勤務等看護（Ⅱ）

- イ 看護婦及び准看護婦の数が20：1以上（最低2人）
- ロ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下

③夜間勤務等看護（Ⅲ）

- イ 看護婦及び准看護婦の数が30：1以上（最低2人）
- ロ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が64時間以下

④夜間勤務等看護（Ⅳ）

- イ 看護婦、准看護婦及び介護職員の数が20：1以上（最低2人、うち1人は看護婦又は准看護婦）
- ロ 看護婦、准看護婦及び介護職員の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下

9 福祉用具貸与費

指定福祉用具貸与事業所が別に厚生大臣が定める地域に所在する場合には、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該事業者の通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を個々の用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として、所定単位数に加算する。

【厚生大臣が定める地域】

厚生大臣が定める特例居宅サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成11年3月厚生省告示第99号）に掲げる地域

<居宅介護支援>

別に厚生大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【厚生大臣が定める地域】

厚生大臣が定める特例居宅サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成11年3月厚生省告示第99号）に掲げる地域

<施設サービス>

1 介護福祉施設サービス

- (1) 別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、都道府県知事に

届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該施設基準に掲げる区分に従い入所者の要介護状態区分に応じてそれぞれ所定単位数を算定する。

<p>【厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】</p> <p>①入所者が25人以下 夜勤を行う看護及び介護職員の数が1人以上</p> <p>②入所者が26人以上60人以下 夜勤を行う看護及び介護職員の数が2人以上</p> <p>③入所者が61人以上80人以下 夜勤を行う看護及び介護職員の数が3人以上</p> <p>④入所者が81人以上100人以下 夜勤を行う看護及び介護職員の数が4人以上</p> <p>⑤入所者が101人以上 入所者の数が25人又はその端数を増すごとに④に掲げる看護及び介護職員の数に1人を追加した人数</p>

- (2) **別に厚生大臣が定める基準**に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者である入所者が15人以上である指定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として**別に厚生大臣が定める者**であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出ている場合は、1日につき26単位を所定単位数に加算する。

<p>【厚生大臣が定める基準】</p> <p>身体障害者手帳1級又は2級相当の視覚障害者、聴覚障害者、言語機能障害のある者又は療育手帳Aを有する知的障害者</p>

<p>【厚生大臣が定める者】</p> <p>①視覚障害者</p> <p>②聴覚障害者 言語機能障害のある者</p> <p>③知的障害者</p>	<p>点字の指導・点訳、歩行支援等ができる者又は当該実務経験5年以上の者</p> <p>手話通訳士の資格等を有する者又は当該実務経験5年以上の者</p> <p>知的障害者福祉事業従事職員養成施設を修了した者又は当該実務経験5年以上の者</p>
---	---

2 介護保健施設サービス

- (1) 介護老人保健施設については、**別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準**を満たさない場合は、所定点数の100分の97に相当する単位数を算定する。

<p>【厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】</p> <p>夜勤を行う職員は、2人以上とする。ただし、小規模の施設であっ</p>

て、常時、緊急時の連絡体制を取っている施設にあっては、1人以上とする。

- (2) 老人保健法第25条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

【厚生大臣が定めるもの】

簡易な処置、手術、リハビリテーション等の医療行為
(具体的には、現行の老人保健施設療養費の額(昭和63年3月厚生省告示第82号)の別記に定めるものと同じ)

3 介護療養施設サービス

- (1) 介護療養型医療施設たる病院の療養型病床群における介護療養施設サービス及び介護療養型医療施設の介護力強化病棟における介護療養施設サービスについては、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た点数を算定する。

【厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】

- イ 看護婦、准看護婦及び介護職員の数が30：1以上
(最低2人、うち1人は看護婦又は准看護婦)
- ロ 看護婦、准看護婦及び介護職員の1人当たり月平均夜勤時間が64時間以下

- (2) 別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た病院については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき一定の単位数を加算する。

【厚生大臣が定める職員の勤務条件に関する基準】

- ①夜間勤務等看護(Ⅰ)
 - イ 看護婦及び准看護婦の数15：1以上(最低2人)
 - ロ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下
- ②夜間勤務等看護(Ⅱ)
 - イ 看護婦及び准看護婦の数20：1以上(最低2人)
 - ロ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下
- ③夜間勤務等看護(Ⅲ)
 - イ 看護婦及び准看護婦の数30：1以上(最低2人)
 - ロ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が64時間以下
- ④夜間勤務等看護(Ⅳ)

- イ 看護婦、准看護婦及び介護職員の数が20：1以上（最低2人、うち1人は看護婦又は准看護婦）
- ロ 看護婦、准看護婦及び介護職員の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下

<食事の提供に要する費用>

食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、一定の基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う介護保険施設が、**別に厚生大臣が定める特別食**を提供したときは、1日につき350円を所定額に加算する。

【厚生大臣が定める特別食】

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎（じん）臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍（かいよう）食、貧血食、膵（すい）臓食、高脂血症食、痛風食、フェニールケトン尿症食、楓（かえで）糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、経管栄養のための濃厚流動食、無菌食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）